

議案第三六号

予算外の義務負担について

地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により左記事項につき予算外義務負担の議決を求めらる

昭和三十五年五月六日提出

三朝町長 坂出 雅巳

昭和三十五年五月六日原案可決

記

三朝町議會議長 加藤幸太郎

鳥取縣 東伯郡三朝町議會議長印

一 事業名

詳急みささ号毎日運転実現に伴う鉄道利用債の引受け

二 利用債引受見額

金六七〇〇〇〇〇円

三 利用債発行条件

- 1. 発行価額一〇〇万円につき九八角七五先
- 2. 年利率 六分七厘
- 3. 五年据置 十年償還（六年目から利廻期ごとに四分ずつ償還）